

## 【後期高齢者医療】 被保険者の皆さまへ

### ◆保険料は納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証が交付されることがあります。災害により住宅などに著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがありますので、お早めにご相談ください。

### ◆新たに後期高齢者医療制度に加入する人の保険料の納め方について

保険料は、年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する人は、年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくこととなります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税（料）を口座振替で納めていた人も、改めて手続きが必要です。

### ◆マイナンバーカードの取得促進について

令和3年3月（予定）から、マイナンバーカードを被保険者証として利用できる「オンライン資格確認」の仕組みが、準備の整った医療機関等から順次始まります。

マイナンバーカードの取得は任意ですが、まだお持ちでない人はこの機会に取得をご検討ください。

現在の被保険者証がなくなるものではありません。引続きお使いいただけます。



交付申請手続きについては、マイナンバー総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)  
または、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178 でご確認ください。

三戸町役場健康推進課 ☎ 20-1153

## 宝くじ は広く社会に役立てられています

### 斗内町内会がコミュニティ活動備品を整備

斗内町内会はこのたび、コミュニティ活動の活性化のため、（財）自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、斗内獅子舞の用具を新調しました（獅子頭・神楽幕・太鼓・笛・衣装・扇・お盆）。

整備された用具は、各種コミュニティ活動に活用されることとなり、町内会のさらなる活性化に役立てられます。



斗内獅子舞の権現様は新しい獅子頭に受け継がれます。  
（令和3年2月6日、斗内獅子舞の年取り行事にて）